

仕様書

1 件名

第 27 回参議院議員通常選挙にかかる産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（概算契約）

2 業務概要

本業務は、大阪市城東区選挙管理委員会事務局から排出された産業廃棄物（以下、「廃棄物」という。）を収集・庁舎外に運搬し、諸法令に則って可能な限り再資源化を図りながら処分を行う業務である。

3 履行場所

大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号 城東区複合施設

4 履行期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）

※収集については、参議院議員通常選挙期日の翌日もしくは翌々日のいずれかに行うことを原則とする。ただし、参議院議員普通選挙等の実施日が変更となる場合、本市と受注者で協議の上、実施日等の契約内容を変更することがある。

※具体的な収集日時については、3 履行場所 選挙管理委員会事務局と事前調整すること。

【収集日参考】

参議院議員通常選挙期日が令和 7 年 7 月 20 日（日）の場合
令和 7 年 7 月 21 日（月）もしくは令和 7 年 7 月 22 日（火）

参議院議員通常選挙期日が令和 7 年 7 月 27 日（日）の場合
令和 7 年 7 月 28 日（月）もしくは令和 7 年 7 月 29 日（火）

5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者とその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、大阪市城東区選挙管理委員会事務局（以下、「発注者」という。）と受注者の協議によるものとする。

6 許認可等

- (1) 受注者は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目「01-16-03：産業廃棄物（収集・運搬）」及び「01-16-04：産業廃棄物（処分）」

で登録されていなければならない。

- (2) 受注者は、大阪府（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 22 年政令第 248 号、以下、「政令」という。）附則第 6 条（政令で定める市の長の許可に関する経過措置）の適用を受ける場合及び積替えを伴う場合は大阪市）及び処分地を管轄する自治体において、産業廃棄物の種類である「廃プラスチック類」が収集・運搬できる産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていなければならない。また、処分地を管轄する自治体において、「廃プラスチック類」が処分できる産業廃棄物処分業の許可を受けていなければならない。

7 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

8 作業計画

受注者は、契約締結後、業務の実施に先立ち、すみやかに発注者と調整し、現地を確認の上作業計画を作成した後、発注者へ提出し、承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

9 業務内容

(1) 実施場所

城東区役所 大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号

(2) 廃棄物の数量

数量：廃プラスチック類 2,500 kg

※本業務にかかる契約は概算契約であり、この上記数量は発注者の都合で増減することがある。

(3) 作業手順

① 収集・運搬

上記の収集場所から産業廃棄物を収集運搬するにあたっては、積み残しのないよう収集すること。また、常に清潔で安全に収集を行い、産業廃棄物が周辺に散乱することの無いよう心がけ、産業廃棄物の撤去後は速やかに、上記収集場所、搬出経路及び作業車近辺の清掃を行い、清潔の保持に努めること。

② 処分

収集した産業廃棄物は、受注者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可（必要とする品目を有していること）を受けた施設において処分を行うこと。

また、産業廃棄物の収集運搬において積み替え保管を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲にその旨が含まれていること。

1 0 経費及び損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意または過失により、施設、その他物件への損害または第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

1 1 概算契約

本業務にかかる契約は概算契約であり、この仕様書記載の数量及び事業請負申込書に記載する金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。契約金額の確定は、業務委託期間満了の日までに検査に合格した処分量に契約単価（事業請負申込書の内訳に記載）を乗じた金額とする。

1 2 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ② 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結し

た委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

1.3 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

1.4 関係法令の順守

受注者は本業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下、「廃棄物処理法」という。）等の諸法令及び諸法規、条例を遵守し、危険防止及び災害の防止に万全の措置を講じ、業務の円滑な進捗を図ることとする。なお、諸法規の運用・適用については、受注者の責任において行うものとする。

1.5 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 作業は安全を第一とし、状況に応じ臨機に作業を中断し対応すること。
- (3) 作業場所等については原状回復とし、後始末、清掃を完全に実施すること。
- (4) 壁や床等を破損しないように必要に応じ養生すること。
- (5) 仕様書に記載されていないもので、作業実施上必要と認められる軽微な

ものについては、発注者の指示により行い契約金額の範囲内で実施すること。

- (6) 受注者負担にて、廃棄物の収集運搬車両への積み込みに必要な人員及び機材等を用意すること。積み込み作業については、事前に発注者と調整し、迅速かつ効率的な積み込みを行うこと

1 6 担当

城東区選挙管理委員会事務局（担当者：奥村 TEL：06－6930－9625）

住所 大阪市城東区中央3丁目5番45号

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務担当）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること